

疑い発生時

新型コロナウイルス感染疑い発生時のチェックリスト

事業所の職員や利用者に発熱等の症状が見られる場合は、まずは、かかりつけ医など地域で身近な医療機関に電話相談しましょう。受診や相談する医療機関に迷う場合は、「新型コロナウイルス感染症受診・相談センター」（電話0985-78-5670）に相談してください。また、職員や利用者が、新型コロナウイルス検査（PCR検査等）を受けた場合は、県の長寿介護課や市町村担当課に連絡してください。

発生前のチェックリストに加えて、次のリストを参考に、できることに取り組みましょう。

チェック

| 利用者について | | |
|--------------------|---|--|
| 必要最低限のサービス量の把握 | <p>継続的に提供が必要なサービス利用者や利用量を把握する。</p> <p>次のような場合は、施設や事業所における感染リスクを踏まえ、利用を控えてもらうことも検討し、当面の間、最低限必要なサービス量を把握します。</p> <p>（例）・家族が自宅での介護を希望される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護度が比較的軽度で、自宅での介護で対応が可能な場合 ・継続的な介護が必要であっても、利用日数の抑制、時間の短縮が可能な場合 <p>※発生前から、可能な範囲で把握しておくようにしましょう。</p> | |
| 濃厚接触が疑われる者の確認 | <p>濃厚接触が疑われる場合を確認する。</p> <p>次のような場合は濃厚接触が疑われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染疑いの者と同室または長時間の接触があった者 ・感染疑いの者の気道分泌液、体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者 | |
| 職員について | | |
| 濃厚接触が疑われる者の確認 | <p>濃厚接触が疑われる場合を確認する。</p> <p>次のような場合は濃厚接触が疑われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染疑いの者と同室または長時間の接触があった者 ・適切な感染の防護なしに感染疑いの者を診察、看護もしくは介護していた者 ・感染疑いの者の気道分泌液、体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者 | |
| 人員の確保 | <p>サービス提供のために必要な人員の確保を検討する。</p> <p>次のような順番で人員の確保を検討します。</p> <p>なお、該当する期間中の他事業所や施設等との行き来は認めないようにします。</p> <p>ア 非濃厚接触の職員</p> <p>イ 同法人、同系列内職員（代替サービスへの切替えを含む）</p> <p>ウ 同法人、同系列以外の職員（代替サービスへの切替えを含む）</p> <p>※ 代替サービスへの切替え例：通所介護から訪問介護やショートステイなどへの切替え</p> <p>感染により人員を確保できない場合は、提供するサービスの縮小も検討しましょう。</p> | |
| サービスの提供について | | |
| サービス提供方法の検討 | <p>サービス提供時は必ず感染症対策を徹底してサービスを提供する。</p> <p>発熱がある利用者宅を訪問してサービスを提供する場合は、次のような提供方法を検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業所等と連携し、サービスの必要性を再度検討 ・できる限り担当職員を分ける、最後に訪問する等の対応 | |
| 消毒・清掃 | <p>サービス提供の場所を消毒、清掃する。</p> <p>感染疑いの者の利用した部屋だけでなく、風呂、トイレ、食堂などの共用スペース、車両等について、手袋等着用の上、①又は②の方法で消毒、清掃を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 消毒用エタノールで清拭 ② 濃度0.05%（目安）に薄めた市販の塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム液）で清拭後、湿式清掃し、乾燥 | |
| 関係機関との連携 | | |
| 関係機関との連携（報告、情報共有等） | <p>必要に応じて関係機関への報告、情報共有を図るなど、連携を密にする。</p> <p>必要に応じて、次のような関係機関との連携を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所内（施設長や管理者、職員） ・併設事業所や施設 ・居宅介護支援事業所 ・利用者の家族 ・県、市町村、保健所 ・利用者の主治医 ・（緊急時の場合に備え）医療機関 ・同法人、同系列の施設や事業所 ・地域内にある他の施設や事業所 | |